

津久見市地区集会所等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津久見市地区集会所の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年津久見市条例第 13 号)第 2 条に定める地区集会所及び自治公民館(以下「地区集会所等」という。)の整備に要する経費に対して、予算の範囲内において津久見市地区集会所等整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、津久見市補助金等交付規則(昭和 39 年津久見市規則第 9 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 新築 更地又は既存の地区集会所等の敷地内に、地区集会所等を一の棟として新規に造ることをいう。
- (2) 改築 地区集会所等の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等により滅失した場合に用途、構造及び規模が従前と著しく異なるものを造ることをいう。
- (3) 購入 既存構築物を地区集会所等として取得することをいう。
- (4) 増築 地区集会所等の床面積を増加させることをいう。
- (5) 改修 地区集会所等の各部分の性能及び機能を初期の水準を超えて改善することをいう。
- (6) 修繕 地区集会所等の劣化した部位等の性能及び機能を初期の水準又は実用上支障のない状態まで回復させること(保守の範囲に含まれる小部品の取替え等の小修繕を除く。)をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、津久見市地区集会所の設置及び管理に関する条例に定められている地区集会所の指定管理者及び自治公民館の管理者(以下「補助対象者」という。)とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 新築、改築、購入又は増築に係る経費
- (2) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に定める建築設備(補助対象の範囲は、別に定める。)
- (3) 修繕に係る工事費。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 用地取得及び造成工事に要する費用
 - イ 外構工事に要する費用
 - ウ 既存の建物の解体及び処分に要する費用
 - エ 備品等の購入費用
 - オ 購入に要する仲介手数料及び登記費用等
 - カ 設計、工事監理、建築確認及び完了検査申請等に要する費用

キ 各種保険料

ク その他事務経費及び公租公課

- 2 補助対象者に交付する補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、地区集会所の新築については、この限りではない。
- 3 前項の補助金の額に 10,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第 7 条第 1 項の規定により交付決定を受け、補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けた後 10 年を経過しなければ、同一の地区集会所等に対して申請することはできないものとする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りではない。
- 5 地区集会所等の使用における故意又は重大な過失によって発生した破損による改修及び修繕については、補助の対象としないものとする。

(事前協議)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、整備予定年度の前年度の 4 月末日までに地区集会所等事業計画書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に事前協議しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める書類については、この限りではない。

(1) 収支予算書（第 2 号様式）

(2) 付近見取図

(3) 平面図、立面図及び求積図

(4) 現況写真

(5) 見積書の写し

(6) 事業計画書提出時の世帯数の根拠となる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による事前協議に係る書類を審査の上、事業採択の適否を決定し、その結果を、津久見市地区集会所等整備事業費補助金事前協議審査結果通知書（第 3 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 前条の規定による事前協議が採択された補助対象者は、その採択の翌年度において、津久見市地区集会所等整備事業費補助金交付申請書（第 4 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 工事費内訳書の写し

(2) 確認済証（建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の確認済証をいう。以下同じ。）の写し（同法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を要する場合に限る。以下同じ。）

(3) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる書類に変更がある場合は、変更後の当該書類

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 増築、改修又は修繕に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、前項の添付資料に替えて次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 増築、改修、又は修繕の工事内容を示す平面図及びその他図面

(2) 工事費内訳書の写し

(3) 確認済証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合には、申請に係る書類を審査の上、補助金交付の適否を決定し、津久見市地区集会所等整備事業費補助金交付決定通知書(第5号様式)によりその旨を当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定以前に着工した工事については、補助金の交付を認めない。ただし、やむを得ない事情があり、事前着工理由書を提出し、市長が認めた場合はこの限りではない。この場合において、諸般の事情により、補助金の交付が困難になったときは、補助対象者の責任において処理するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の決定をした事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更をする場合においては、津久見市地区集会所等整備事業費補助金変更交付申請書(第6号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長の承認を受けること。ただし、工事費の増減による交付決定額の変更は認めない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(完了報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、事業が完了したときは、事業完了届(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(第8号様式)

(2) 収支決算書又はこれに代わる書類

(3) 工事請負契約書の写し

(4) 工事写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、津久見市地区集会所等整備事業費補助金の額の交付確定通知書(第9号様式)により補助事業者へ通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、津久見市地区集会所等整備事業費補助金交付請求書(第10号様式)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付の特例)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた額の3分の2以内の範囲において、概算払の方法により補助金を交付することがで

きる。この場合において、補助事業者は、津久見市地区集会所等整備事業費補助金概算払請求書（第 11 号様式）を市長に提出するものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

1 新築、改築、購入又は増築の場合

| 世帯数 | 補助率 | 補助対象経費が 500 万円以内の補助額 | 補助対象経費が 500 万円を超えた部分の補助額 | 補助限度額 |
|----------|-----|----------------------|---------------------------------|--------|
| 100 世帯以内 | 3/4 | 補助対象経費に補助率を乗じた額 | 補助対象経費から 500 万円を減じた額に 1/4 を乗じた額 | 500 万円 |
| 101 世帯以上 | 2/3 | | | |
| 200 世帯以内 | | | | |
| 201 世帯以上 | 1/2 | | | |

2 改修又は修繕の場合

| 世帯数 | 補助率 | 補助対象経費 | 補助額 | 補助限度額 |
|----------|-----|---------|-----------------|--------|
| 100 世帯以内 | 3/4 | 20 万円以上 | 補助対象経費に補助率を乗じた額 | 300 万円 |
| 101 世帯以上 | 2/3 | | | |
| 200 世帯以内 | | | | |
| 201 世帯以上 | 1/2 | | | |

第 1 号様式（第 5 条関係）

地区集会所等事業計画書

第 2 号様式（第 5 条・第 6 条関係）

収支予算書

第 3 号様式（第 5 条関係）

津久見市地区集会所等整備事業費補助金事前協議審査結果通知書

第 4 号様式（第 6 条関係）

津久見市地区集会所等整備事業費補助金交付申請書

第 5 号様式（第 7 条関係）

津久見市地区集会所等整備事業費補助金交付決定通知書

第 6 号様式（第 8 条関係）

津久見市地区集会所等整備事業費補助金変更交付申請書

第 7 号様式（第 9 条関係）

事業完了届

第 8 号様式（第 9 条関係）

実績報告書

第 9 号様式（第 10 条関係）

津久見市地区集会所等整備事業費補助金の額の確定通知書

第 10 号様式（第 11 条関係）

津久見市地区集会所等整備事業費補助金交付請求書

第 11 号様式（第 12 条関係）

津久見市地区集会所等整備事業費補助金概算払請求書